

「第6次福岡市子ども総合計画」の策定について

1 趣旨

第5次計画の終期を令和6年度末に迎える中、現在の取組み状況や、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化、国の動き等を踏まえ、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、7年度以降も効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進するため、第6次計画を策定するもの。

2 計画の位置づけ

- 福岡市総合計画に即した、子どもに関する分野の基本的な計画とする。
- 現行の法定計画の位置付けに加え、令和5年4月に施行された子ども基本法に基づき、国の子ども大綱を勘案して策定する「福岡市子ども計画」として位置付ける。

3 計画の期間

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間

4 計画の対象

子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体

5 これまでの取組み【参考資料1】

子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期までの支援について、ライフステージごとに整理した3つの基本目標のもと施策を推進。

6 主な社会情勢の変化や課題等

- 少子化の進展(全国的に出生数が減少、今後福岡市でも年少人口が減少すると推計)
- 核家族化や地域コミュニティの希薄化等により子育て家庭が孤立しがち
- ライフスタイルや価値観の多様化等に伴う支援ニーズの多様化
- 児童虐待、非行、不登校、いじめ、貧困など、こどもを取り巻く問題が複雑化
- 男性の家事・育児参加が依然として課題

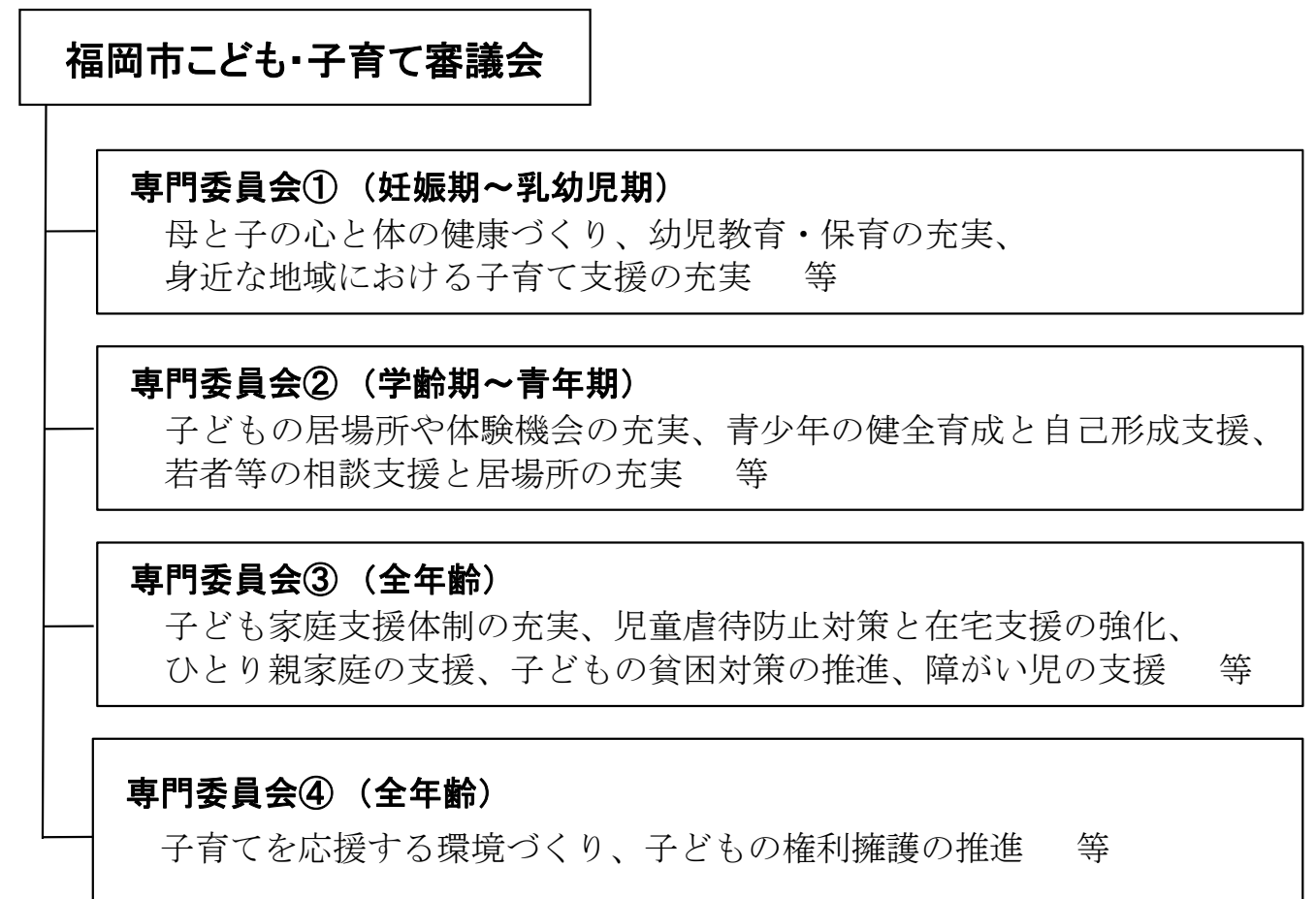
7 国の動き

- 子ども基本法(令和5年4月施行)【参考資料2】
 - ・基本理念や、国・自治体の責務、事業主・国民の努力、子ども大綱の策定等について規定
- 子ども大綱(令和5年12月策定)【参考資料3】
 - ・子ども基本法に基づき、子ども施策にかかる6つの基本的な方針等を規定
- 子ども未来戦略(令和5年12月策定)【参考資料4】
 - ・少子化対策に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向性として3つの基本理念を規定
 - ・今後3年間の集中的な取組みとして、加速化プランを提示

8 今後の進め方

(1) 専門委員会の設置

- 計画案について、専門の事項にかかる審議を行うため、福岡市こども・子育て審議会条例第8条の規定に基づき、専門委員会を設置し、調査審議を行う。
- 専門委員会は、現計画の基本目標をベースとしつつ国の動き等をふまえ、以下の4つの分野について設置。



- 委員は、審議会委員の中から、各分野の専門的知見等を有する委員で構成（後日、書面にて決議）

(2) 審議スケジュール

- 専門委員会の報告を踏まえて計画案について審議を行い、市長へ答申を行う。

